

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年6月28日

大和市長 古谷田 力

### 大和市規則第35号

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則（平成27年大和市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第9条第4号の2に次のように加える。

シ 調整児童、当該調整児童の保護者又は当該調整児童と同一の世帯に属し、若しくは生計を一にする者に係る戸籍関係情報

第9条第4号の3に次のように加える。

ス 当該措置に係る児童、当該児童の保護者又は当該児童と同一の世帯に属し、若しくは生計を一にする者に係る戸籍関係情報

第9条第8号に次のように加える。

ス 措置児童、当該措置児童の保護者又は当該措置児童と同一の世帯に属し、若しくは生計を一にする者に係る戸籍関係情報

第21条第1号に次のように加える。

ク 当該請求を行う者、当該者の配偶者、当該請求に係る児童又は当該請求を行う者と住所を同じくする者に係る戸籍関係情報

第21条第5号に次のように加える。

ク 当該届出を行う者、当該者の配偶者、当該届出に係る児童又は当該届出を行う者と住所を同じくする者に係る戸籍関係情報

第21条に次の2号を加える。

(7) 児童扶養手当法第8条の手当の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務に掲げる情報

ア 当該請求を行う者又は当該者の配偶者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

イ 当該請求を行う者、当該者の配偶者又は当該請求に係る児童（以下この号において「手当

支給児童」という。)に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ウ 当該請求を行う者、当該者の配偶者若しくは扶養義務者又は手当支給児童に係る生活保護実施関係情報

エ 当該請求を行う者、当該者の配偶者若しくは扶養義務者又は手当支給児童に係る外国人生活保護実施関係情報

オ 当該請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

カ 手当支給児童に係る児童福祉法第11条第1項第2号ハの調査及び判定に関する情報又は知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの判定に関する情報

キ 当該請求を行う者、当該者の配偶者、当該請求に係る児童又は当該請求を行う者と住所を同じくする者に係る戸籍関係情報

(8) 児童扶養手当法施行規則第12条の死亡の届出に係る事実についての審査に関する事務 児童扶養手当受給者に係る戸籍関係情報

第35条の2第1号に次のように加える。

セ 当該教育・保育給付認定に係る教育・保育給付認定子どもと生計を一にする者に係る戸籍関係情報

第35条の2第5号に次のように加える。

ソ 当該施設等利用給付認定に係る施設等利用給付認定子どもと生計を一にする者に係る戸籍関係情報

第36条の5第2号に次のように加える。

ソ 当該申請を行う者、当該者の配偶者、当該申請に係る児童又は当該申請を行う者と住所を同じくする者に係る戸籍関係情報

第36条の5第4号に次のように加える。

ソ 当該届出を行う者、当該者の配偶者、当該届出に係る児童又は当該届出を行う者と住所を同じくする者に係る戸籍関係情報

第36条の6第3号に次のように加える。

ス 当該申請を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該申請に係る子どもに係る戸籍関係情報

第36条の6第4号に次のように加える。

ス 当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該届出に係る子どもに係る戸籍関係情報

附 則

この規則は、公布の日から施行する。